

返戻金制度

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当社は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。

ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

①1 ヶ月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の 50%

②1 ヶ月超 3 ヶ月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の 10%

許可番号 27ーユー304646

事業所の名称 大阪本町コンサルティング株式会社

事業所の所在地 大阪市中央区淡路町 3 丁目 2 番 8 号
 トーア紡第 2 ビル 503 号